

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號二·一第 卷八十五第

高田博士還曆記念論文集

行發月二年九十和昭

企業整備資金の措置とその浮動購買力化の防止

小島 昌 太郎

一 まへがき

企業整備資金は、政府支辨のものと、民間支辨のものとがある。この企業整備資金は、それが浮動購買力化することを防止するために、原則として、特殊決済といふ方法によりて、決済せられることになつて居る。而も、被整備企業の業主が會社なるときは、特殊決済の外に、解散または減資に對して制限が附せられ、殘餘財産の分配についても許可を受け若しくは制限が加へられることになつて居り、また企業整備により共助金、退職手當、交付金等が支拂はるゝときは、これらについても、特殊決済が行はれることになつて居る。

一 要するに、企業整備資金の措置としては、それが直ちに浮動購買力化することを防止するについては萬全の策が講ぜられて居るのである。然し、それは、「直ち」には防止の手段が盡されては居るけれども、「結局」に於ては如何なることになつて居るのであらうか？ この論文は、その點を目標として研究したものである。

二 企業整備資金の意義

企業整備資金とは、企業整備資金措置法（以下略稱「法」）の規定により、企業整備のために用ゐらるゝ資金のことである。こゝに謂ふ企業整備とは、大東亞戰爭の遂行につき、我が國の生産力を戦力増強に集中するために、企

企業整備資金の措置とその浮動購買力化の防止

業設備の増強、企業の廢止若しくは中止、または企業の統合をなすことを指す（企業整備資金措置法施行令——以下略稱「令」）。

企業整備資金措置法に於て、具體的に、企業整備資金として取扱はれてゐるものを列擧すれば次の如くである。

- 一、企業整備に關する資産設備の買取若しくは引受の代金
 - 二、企業整備のためにする會社合併の場合に於ける合併交付金
 - 三、企業整備のためにする株式または出資持分の讓渡代金
 - 四、企業整備のために解散したる會社の殘餘財産の分配金
 - 五、殘存業者より轉廢業者へ支給する共助金及びそれに對する政府の補助金
 - 六、被整備企業の事業主より退職從業者へ支給する退職金
 - 七、政府より被整備企業の從業者へ支給する生活援助費及び休業手當
 - 八、資産設備の買取若しくは引受によりて、産業設備營團または國民更生金庫の被りたる損失に對する政府の補償金
 - 九、企業整備に關し、融資を命ぜられたる銀行または信託會社が被りたる損失に對する政府の補償金及び補助金
 - 一〇、政府の支出する金銭債務調整損失補償金
 - 一一、被整備業者が資産設備の讓渡によりて得たる債權に對する政府の元利保證金
- これらの企業整備資金は、これを支出確實と豫定さるゝものと、單に可能的なるものとに分つことが出来る。

そして、それらは、また、各々政府支出にかゝるものと、民間支出にかゝるものとに分つことが出来る。今回の企業整備に用ゐらるゝ整備資金の金額概算は次の如くである。

〔甲〕 支出確實と豫定さるゝもの

(5) 政府支出資金

二、六六〇、一四八千圓

(1) 設備營園及更生金庫に對する損失補償金

二、二二五、〇〇〇千圓

(2) 更生金庫の共助金融資に對する利子補給

二六八、一四八千圓

(3) 生活援護共助金の補助

九一、〇〇〇千圓

(4) 従業者生活援護費及休業手當補助

五四、〇〇〇千圓

(5) 保有設備管理費

一六、〇〇〇千圓

(6) 産報商報に對する補助金

?

(3) 民間移動資金

四、八六五、〇〇〇千圓

(1) 資産設備買入資金

三、八〇八、〇〇〇千圓

(イ) 營團買入資金

一、〇五〇、〇〇〇千圓

(ロ) 更生金庫買入資金

一、七五八、〇〇〇千圓

(ハ) 民間企業買入資金

約 一、〇〇〇、〇〇〇千圓

(2) 合併交付金

?

(3) 株式(出資持分)讓渡金

?

企業整備資金の措置とその浮動購買力化の防止

企業整備資金の措置とその浮動購買力化の防止

三四八

(4) 會社解散による分配金

(5) 共助金

六五七、〇〇〇千圓

(イ) 實績補償共助金

五八九、〇〇〇千圓

(ロ) 生活援護共助金

六八、〇〇〇千圓

(6) 退職金

約 四〇〇、〇〇〇千圓

[乙] 支出可能なるもの

(5) 政府支出金

(1) 政府特殊借入金、債務者特殊借入金並戰時金融庫特殊借入金

の元利保證

三、五〇〇、〇〇〇千圓

(2) 特殊預金、特殊金錢信託取扱機關損失補償及び補助金

五〇八、〇〇〇千圓

(3) 金錢債務調整損失補償金

五〇、〇〇〇千圓

(ろ) 民間移動資金

なし

[註] 政府支出(甲)(イ)(ろ)のうち一、〇一五、〇〇〇千圓は第八十一議會に於て、一、二一〇、〇〇〇千圓は第八十二臨時議會

に於て協賛を経たものである。「乙」も豫算外國庫負擔金(一八・六・二六東洋經濟)。(甲)(イ)(3)―(6)及(ろ)(1)(5)(6) (週

報一八・六・三〇)。(甲)(イ)(2)及[乙] (同盟世界週報一八・六・二六)

これらの企業整備資金は、特別な方法によりて、その支拂が決済せられ、この資金は特別な措置を受けることになつて居る。すなはち、企業整備資金措置法に規定する所の謂はゆる特殊決済なるものこれである。

三 特殊決済の方法

特殊決済とは、債務者が債権者のために、その支拂資金を、法令により一定の期間引出すことを得ざる所の、特殊預金、特殊金銭信託、債務者特殊借入金、戦時金融倉庫特殊借入金、政府借入金金の五つのうちのいづれかのものとなすことによつて行ふ所の決済である。これらのものは、五年間若しくは十年間は、政府の許可を受けなければ拂戻若しくは解除をなし得ないものである。従つて、その期間は、この資金は封鎖せられることとなり浮動資金となることを防ぎ得るのである。

特殊預金は、一回の預入金額一口百圓以上であつて、利率、年三分八厘、預入の日より五年間を預金期間となし、その期限前の拂戻については、命令の定むる所により、政府の許可を必要とするものである。(法・一二・一、大藏省告示二九八號)

特殊預金による特殊決済は、債務者が、その支拂ふべき金額を、政府の指定する銀行に於ける債権者の特殊預金として預け入るることによつて行はれる。すなはち、この特殊預金としての拂込をなすことによつて、その債務が決済せられるのである(法六・一)。

特殊金銭信託は、その一回一口の金額、利率、期間、及び期限前の拂戻の制限等、すべて前述の特殊預金と同一である。債務者が、政府の指定する信託會社に對し、債権者を信託者及び受益者とする所の特殊金銭信託をなすことによつて、特殊決済が行はれるのである。

債務者特殊借入金といふは、企業整備資産の讓受代金をその讓受人たる債務者が、その讓渡人たる債権者に對

する自己の借入金となしたるものである。この借入金を以てする特殊決済は、讓受代金を、この借入金に振替へることによつて行はれるのである。

債務者特殊借入金は、債務者が産業設備營團なる場合には、利率年四分三厘、借入期間十ヶ年、一回の借入金額一口一萬圓以上である。債務者が、更生金庫なる場合には、利率及び借入期間は、右と同じく、ただ一回の借入金額一口一千圓以上なるを異にする。債務者がその他のもの、すなはち、民間の企業なる場合には、利率はその都度定めらるゝのであるが、借入期間は、十ヶ年、一回一口の金額一萬圓以上である(告示二九八)。

戦時金融金庫特殊借入金といふは、整備資産の代金を、債務者が戦時金融金庫に拂込み、金庫がこれを債権者に對する金庫の借入金となしたるものである。債務者は、この借入金の設定により特殊決済をなしたることとなる。その利率は年四分三厘、借入期間十ヶ年、一回一口の金額一萬圓以上である(法・九・一、告示二九八)。

政府特殊借入金といふは、整備資産の代金を、債務者が、政府に拂込み、政府が、これを、債権者に對する政府の借入金となしたるものである。この借入金の設定が、整備資金の決済となる。この借入金の利率は年三分六厘五毛、期間十ヶ年、一回一口の金額三萬圓以上である。この利率は、國債利廻と同様であつて、利子所得についても、國債と同様に分類所得税を低率として優遇せられることになつて居り、且つ政府は特殊借入金となす金額につき、帝國議會の協賛を求めなければならぬ(臨時租稅措置法一、法一三・四)。

四 特殊決済の適用

特殊決済とは右に述ぶるが如き五つの方法による決済であつて、この決済の行はるるものとして、企業整備資

金措置法施行令の規定する所は次の如くである。

- 一、企業整備に關し事業の全部または一部の譲渡ありたるとき。但し一件の金額三萬圓未満なるものを除く。
- 二、産業設備團營に對し事業に屬する設備または権利の全部または一部の譲渡ありたるとき。但し一件の金額三萬圓未満なるときを除く。
- 三、前號に該當する場合を除くの外、企業整備に關し事業に屬する設備または権利の全部又は一部の譲渡または收用ありたるとき。但し一件の金額三萬圓未満なるときを除く。
- 四、資本金(出資總額、株金總額または出資總額及び株金總額の合計額を謂ふ。以下同じ)百萬圓以上の会社の資本金の三分の一以上に相當する株式または出資の持分の譲渡ありたるとき。
- 五、前號に該當する場合を除くの外、企業整備に關し株式または出資の持分の譲渡ありたるとき。但し一件の金額一萬圓未満なるときを除く。
- 六、一件の金額千圓を超える実績補償共助金を交付するとき。但し千圓以下の部分を除く。
- 七、會社の合併(會社が法令に依り當該法令に基きて設立せらるる他の法人と爲りまたは之に吸收せらるる場合を含む)に伴ひ株主または社員等に對し合併交付金を交付するとき。但し當該株主または社員等の受取るべき金額(分類所得税額に相當する金額を控除したる殘額)千圓未満なるとき及び分類所得税額に相當する部分を除く。
- 八、第二號及第三號に該當する場合を除くの外、交易營團、その他、命令を以て定むる者に對し廢止または休止したる事業に屬する資産の全部または一部の譲渡ありたるとき。但し一件の金額三萬圓未満なるときを除く。

九、國民更生金庫か轉業または廢業を爲す商工業者等に對し、一件の金額千圓を超ゆる資金の融通を爲すとき、但し千圓以下の部分を除く。

五 企業整備資金の調達

企業整備資金は、前述の如く、政府資金を以て支辨せられるものと、民間資金を以て支辨せられるものとがある。

(甲) 政府資金を以て支辨せられるものは、今日の我が財政に於ては、政府が、國債を發行し、主として、これを日本銀行をして引受けしめ、その手取金を日本銀行の預金として受取り、この預金より支拂はるゝのである。ゆゑに、この資金は、既存の民間資金が用ゐられるのではなく、言はゞ、政府の創作する所である。そして、被整備業者たるこの資金の受領者は、この企業整備により、非貨幣的財産を、俄かに、貨幣化するの結果となるのである。企業整備資金が、浮動資金化するの關係は、この政府資金を以て、整備資金が支辨せらるゝ場合にあるのである。

企業整備資金の浮動資金化の問題は、正にこの政府支辨の場合にあるのであるから、私は、主として、之の方面を述べんとするのであるけれども、順序として、民間支辨の場合についても、一應の説明をして置かなければならぬ。

(乙) 民間資金を以て支辨せらるゝ場合には、(一)任意調達の場合と、(二)金融統制的な方法としての斡旋による場合と、(三)融資命令による場合と、(四)株式交付による場合とに分つて觀察しなければならぬ。

(一) 整備資金支拂者が、この資金を任意に調達する場合には、(イ)整備資金支拂者とその受領者とが、同一銀行の取引先であつて、(1)前者の預金が引出されて、後者に支拂はるゝ場合と、(2)前者がその銀行より貸付を受けてこれを支拂に充てる場合とがある。この場合に於ては、支拂は決済せらるゝけれども、これに用ゐられる資金は當該銀行に依然留まり、當該銀行資金量に何等の變化も起らない。たゞ、これに用ゐられたる資金が、特殊預金となるの結果として、銀行は、この預金の拂戻が許可せられざる限り、五ヶ年間、拂戻を考慮するの要なく、従つて、これに對しては、支拂準備金を用意することなくして、運用に供することを得るのである。

(ろ) 整備資金支拂者とその受領者とが、異なる銀行の取引先なる場合に於て、(1)預金を以て支拂はれ、若しくは、(2)貸付を受けたる資金を以て支拂はれたる場合に於ては、一つ銀行の資金が他の銀行に移入することとなり前者の運用資金が減少して、後者のそれが増加することとなる。而も、後者は、五ヶ年間引出されることなく且つ支拂準備を要せざる運用資金をもつといふ優位の地位に立つこととなる。尤も、この場合に於ては増加預金の六割見當は國債買入に充つることが勸奨せられる。

(二) 國民更生金庫、または、産業設備營團が整備資金の支拂人たる場合に於ては、(イ)國民更生金庫または産業設備營團に於けるそれ自らの債務者特殊借入金となる場合には、實質的なる資金移動の問題は起らない。然し(ろ)この預金が、他の金融機關の特殊預金、または、特殊金錢信託となる場合に於ては、金庫または營團は、全國金融統制會の斡旋によりてこれを調達する。然る場合に於ては、資金移動の結果は、前述の(一)(ろ)と同様である。また、産業設備營團が取扱ふ場合に於て、特殊決済が適用せられない所の三萬圓以下の場合には、産業設備營團債券を發行し全國金融統制會の斡旋により、銀行、信託會社等に引受けしめて、この資金を調達支辨す

るのである。この場合に於ても、資金移動の結果は、(一)(ろ)に同じ。更生金庫が取扱ふ場合に於て、特殊決済が適用せられない所の一千圓以下(實際の結果としては二千一百圓以下)の場合には、その所要額を取纏めて、これまた、銀行または信託會社が組織する融資團に於て融資をなし、後に、更生金庫債券を發行してこれを引受けしむることとなる。ゆゑにこの場合に於ても、資金移動の結果は、(一)(ろ)に同じである。

整備資金支拂人より貸付の請求を受けたる銀行が、この融通資金を持ち合はさないか、整備資金支拂人が融通を受け得る銀行を見出し得ないときは、金融統制會を通じて、その斡旋により、特定の銀行に對して、この資金の融通をなすべきことが指導せられる。この場合に於ける資金移動の結果も(一)(ろ)に同じである。

(三) 特殊決済が銀行に於ける特殊預金として行はるゝ場合に於て、政府が必要ありと認めたるときは、命令の定むる所により、その銀行に對し、特殊預金となすに必要な資金の融通をなすべきことを命ずることが出来る(法・六・三)。これが融資命令による整備資金の調達である。然しながら、現在の取扱ひとしては、かゝる融資命令は用ゐられず、當該金融機關に對して融資の指導が行はれることになつて居る。この場合に於ける資金移動の結果は、前述の(一)(ろ)に同じ。

(四) 整備資金の支拂に代へて、株式の交付が行はれるときは、資金移動の問題は起ることはない。この場合に於て、株式の交付は増資新株の發行交付によつて行はれる。而して、この増資は、任意に行はるゝことがあり、また必要あるときは、政府がこの目的のために増資を命令することがある。いづれにしても、この方法による決済に於ては、資金移動の問題は起らない。

六 被整備業者の受けたる整備資金

被整備企業の業主は、個人たることがあり、會社たることがある。

個人たる被整備企業の業主が、除外金額以上の整備資金の支拂を受けたるときは、それは特殊決済に附せられる。個人たる被整備企業の業主が、除外金額以上の整備資金の支拂を受けたるときは、それは特殊決済に附せられる。

被整備企業の業主が會社たる場合に於ては、整備資金の浮動化を防止するために三段の方法がとられて居る。

すなはち、その第一段は、特殊決済に附せられることであつて、これは、個人の場合と異なる所はない。たゞ會社の場合にありては、第二段として整備の結果、事業を廢止または休止するに至る場合に備へ、整備により會社が、その存立目的を失ひ、解散をなし、殘餘財産を株主に分配するに至る場合の措置が定められて居る。すなはち、解散したるときは、整備資金は、殘餘財産の分配として、個人たる株主の手に渡り、浮動資金となるがゆゑに、これに對する措置として、措置法は、會社の解散に對して制限を附して居るのである。換言すれば、資本金七十五萬圓以上の會社が企業整備により、解散する場合には、政府の認可を要すとなし(法、一七・一、則、四七・一)。また、資本金百萬圓以上の會社は、他の法令の規定の如何に拘はらず、存立時期の満了、その他定款に定めたる解散事由の發生によつては解散せずと規定して居る(法、一〇・三、則、四九・三)。而して、これらの場合に於て、政府は、これらの會社に對し、目的若しくは存立時期、その他解散事由に關し、定款の變更を命じ、または會社を繼續すべきことを命ずることが出来る(法、一八)。

企業整備による事業の廢止または休止が、解散に至る程度でなき場合に於ても、會社が資本減少をなすときは

整備資金の浮動化に關しては、解散の場合に於けると同様の結果を見ることとなる。ゆゑに、措置法は、資本の減少についても、政府は制限を加へることが出来ることになつて居る。

これらの解散及び減資の制限が、第二段の措置であるとすれば、第三段の措置は、解散が承認せられたる後に於ける殘餘財産の處分に關することである。それについては、殘餘財産の分配は、金錢以外のものを以て、これをなすことが出来るとしたこと、清算人は、財産の時價、その他の處分、及び殘餘財産の分配につき裁判所の許可を受けなければならず、裁判所はこれにつき、その浮動化を防止するための必要な命令をなすことが出来るとしたことである(法、二三・一・二・三)。

七 整備資金封鎖の例外

企業整備資金は、右に述べたる如く、特殊決濟を以て原則となし、被整備企業の業主が會社なるときは、更に解散減資の制限、及び殘餘財産の處分等の制限などを以て、これが浮動化することに對し、封鎖の方法を以て防止することになつて居る。ゆゑに、この範圍に於ては、整備資金は、個人的なる浮動購買力となることが防止せられて居ると見て差支へはない。

然しながら、これらの措置に對しては、四つの例外がある。その第一は、金額による除外であり、第二は、事情による除外であり、第三は、一度特殊決濟となりたるもの、解除であり、第四は、特殊決濟に附せられたる資金の讓渡または擔保に供せられることである。

第一の金額による除外は、既に述べたる如く、場合により、三萬圓以下、若しくは一千圓以内のものである。

但しこの場合に於ても、前者の場合にありては、臨時資金調整法によりその八割以上を以て國債を買入れることとなり、後者の場合に於ては、二割は國債を以て、八割は預金を以て拂渡さるゝこととなつて居て、更に、この資金の浮動化防止の手段がとられて居る。

第二の、事情による除外といふは、次の場合には、特殊決済が適用せられないことである。(施行規則七)

一、産業設備營團、國民更生金庫または帝國鑛業開發株式會社より、事業に屬する設備または權利の全部または一部の讓渡ありたるとき

二、特別の法令により設立せられたる法人の株式または出資の持分の讓渡ありたるとき

三、日本證券取引所法による有價證券市場に於ける賣買取引により株式の讓渡ありたるとき

四、銀行、信託會社、保險會社、無盡會社、戰時金融庫、日本證券取引所、證券引受會社、または有價證券業者より株式または出資の持分の讓渡ありたるとき

五、臨時資金調整法第十五條の五の規定による命令に基き株式の讓渡ありたるとき

六、令第一條第六號または第九號の場合に於て千圓を超える部分が、法第十一條の規定により大藏大臣の定むる特殊預金または特殊金錢信託の一回の預入または信託の金額の限度に滿たざるとき

七、大藏大臣及び商工大臣の指定する場合に該當するとき

八、前各號の場合の外、大藏大臣及び商工大臣の許可ありたるとき

これらの各場合には、整備資金は特殊決済によらずして支拂はれる

第三の、解除の場合といふは、次の如くである。

企業整備資金の措置とその浮動購買力化の防止

- 一、轉廢業者の生活資金に充つるため必要な場合、または轉業資金に充當する場合
- 二、當該企業整備に關する租税公課の納付に充當する場合
- 三、當該企業整備に關し、從業者の退職手當、給料等の支拂のため必要な場合
- 四、企業整備のため政府の方針に従ひ、他の會社の株式の取得に充當する場合
- 五、株式の第二回以後の拂込に充當する場合
- 六、資金調整法または事業法等により許可さるべき設備の新設、擴張、改良等のため、資金を必要とする場合
- 七、既存債務の辨済に充當する場合

これらの各場合に於ては、一旦、特殊決済となれる資金が解除せられる（一八・七・七六朝）。すなはち、拂戻または償還の期間的制限が消滅して、何時にても拂戻されまたは償還せられるのである。

第四は、特殊決済債権（資金）の譲渡または擔保による封鎖の解除である。すなはち、政府の認可あるときは、政府の指定する金融機關は特殊決済債権を譲受け、またはこれを擔保として貸付を行はねばならぬ（法、十四・三）。然るときは封鎖資金は自由資金化することゝなる。

八 整備資金封鎖の効果

右に述べたところは、企業整備資金の封鎖措置の梗概である。これによりて明らかなることは、この資金が政府の支辨にかゝるものなると、民間の支辨にかゝるものなるとを問はず、金額上より特殊決済が除外せられたる範圍内の金額にして、國債買受が要求せられざるものを除いては、すべて、個人的に浮動資金化することが防

止せられて居るといふことである。この限りに於ては、この企業整備資金措置なるものは、整備資金の浮動購買力と化することを防ぐの目的を達したものだといはなければならぬ。更に、民間支辨のものがこの關係に於て、國債の保有に充當せられたる限りに於ては、民間の産業資金が、企業整備資金となりたることにより、政府に吸収せられ、それだけデフレ的效果を齎らすものと言はなければならぬ。

然しながら、この企業整備資金が、前述の封鎖的措置により、浮動購買力化することを防止せられるのは、被整備業者の立場に於てのみである。金融機關の側に於ては、この資金が、特殊預金、特殊金銭信託等となりたることは、これに何等の制約を加へるものではない。これらは、やはり、預金として、または信託資金として、他の預金、他の信託資金と同様に、いな、五ヶ年間は拂戻を要せざるものとして、支拂準備の制約より解放せられて、これを資金として利用することを得るのである。尤も、個々の銀行または信託會社に於ては、一定期間に於ける増加預金若しくは増加信託資金は、その一定割合を國債保有に充つべきことが勸奨せられるのであるから、貸出資金として利用し得るのは、この國債保有に充當せられたる殘餘部分である。ゆゑに、この特殊預金または特殊金銭信託の資金が、民間資金によつて支辨せられたるものなるときは、一つの金融機關より他の金融機關に移動したる部分のうち國債保有に充てられたる範圍に於て、むしろ、民間の産業資金に減少を來さしむる結果となる——それは、現實に於ては、殆ど僅少である。然しながら、この資金が、政府支辨のものなるときは、金融機關に於て國債保有に充てられたる殘餘の金額だけ、民間産業資金として、銀行または信託會社の利用し得る額が増加せられた結果となる。こゝに、この企業整備資金が、浮動資金化する経路があることとなる。

産業資金は、産業的に活動するの結果は、結局に於て、すべて、給料、勞賃に分解するものであり、生活資金

となるものである。ゆゑに、特殊決済といふ頗る巧妙なる措置に拘はらず、企業整備資金が政府支辨にかゝるときは、それが結局に於て、國債消化に充てられたるもの以外のものは、遂には、個人的なる生活資金となりて、生活資材の窮迫と關聯して、浮動資金となることを防ぐことは出来ない。——民間資金が、企業整備資金に支辨せられたる場合に於つても、それが、結局に於て、個人的なる生活資金となることは同様であるけれども、これは、企業整備資金として用ゐられずとも、然る關係にあるのであるから、企業整備そのことが、個人的生活資金従つてまた浮動資金を増加するの關係とはならない。

企業整備資金が、政府支辨にかゝるときは、特殊決済の方法が用ゐられるにしても、それは、右に述ぶるが如く、金融機關の資金となり、それが國債保有に充てらるゝものを除いては、貸出といふ金融手段のを経過する所迂曲経路をとるけれども、結局に於ては、個人的なる生活資金となるものである。然るに、特殊決済には、前述の如き、四つの例外がある。これらの例外として、除外若しくは、解除せられたる資金は、かゝる迂曲経路を経ることなく、或は産業資金として働きて後、或は、産業資金となることなく直ちに、個人的生活資金となるは明らかである。この場合に於ても、民間資金が整備資金となるときは格別に、この生活資金の増加となる譯ではないが、政府資金が、これに用ゐられたるときは、それだけ生活資金の増加となるのである。

生活資金が増加したる場合に於て、生活資材が同様に増加するならば、浮動購買力となることはない。然るに、目下行はれつゝある所の企業整備そのことは、生活資材の生産を増加する方向に於て行はれつゝあるのではなく、むしろ、その生産を縮少する方向に於て行はれつゝあるのである。ゆゑに、企業整備資金は、それが政府の支出にかゝるものであつても、その巧妙なる措置によつて、その資金が企業整備に用ゐらるゝのそのときに於

て、直ちに浮動購買力となりて、例へば株式の泡沫的好景氣を惹き起すといふが如き事態を惹き起すことは、能く、これを避けることゝはなつて居るけれども、それが國債の消化に充てらるゝものを除いては、徐々に、浮動購買力と化することを防ぐことを得ないのである。

九　　む　　す　　び

これを要するに、企業整備資金に關する限りに於ては、民間支辨の資金は如何なる経路に於て調達せられるとも、個々の金融機關に於て預金または信託資金の増加を來したるときは、その一部分が國債の保有となるにより、生活資金の減少を來すことゝなるけれども、政府支辨の資金は、國債の買入に充當せられたる以外のものは、結局に於て、生活資金の増加となるを避けることが出來ない。天より降れる雨は、地上の水の増加となり、水蒸氣となつて天に還らざる限りは、如何に錯綜複雑なる経路を辿るとも、結局は海に流れ込むのである。政府資金の支拂は、民間資金の増加を來し、それが産業的に活動するの様相が如何に錯綜複雑なるにしても、結局は、給料勞賃に分解し、個人的なる生活資金とならざるを得ない。これをして、生活資金となることを防がんとせば、然かなるに先立つて、これを政府に吸収するの外はない。租税、國債、官業收入等が、その吸収の方法である。一旦、生活資金となる上は、生活資材がこれに量的に對應するのでなければ、この資金は浮動購買力となつて、生活資材の獲得に、激しく適合するの様相を呈することゝなるは免れざる所である。——一九・一・一八——